

潘曾沂について : 清末江南の一郷紳

山名, 弘史 / YAMANA, Hirofumi

(出版者 / Publisher)

法政大学史学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

法政史学 / 法政史学

(巻 / Volume)

37

(開始ページ / Start Page)

1

(終了ページ / End Page)

8

(発行年 / Year)

1985-03-24

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00010991>

潘曾沂について

——清末江南の一郷紳——

山 名 弘 史

はじめに

潘曾沂という人物は、農法研究の面に於て、区種法（区田法ともいう）の提唱者として知られ、一方、アヘン戦争の研究史上に於て一時注目された結社である、宣南詩社の同人としても知られている。一見、次元を異にするこの二面が、一人物の中でどのように結びついていたのか、彼の生涯をたどることによって考えてみたい。これは同時に、清代郷紳の行動様式を知るための一素材を提供する作業ともなるであろう。

一 経 歴

1 家 系

曾沂の属する潘氏は、清代蘇州地方に於て著名な一族であつた。⁽¹⁾ その出自は安徽省歙県大阜村であつて、いわゆる新安商人の出身である。曾沂より数えて六代前、景文のときに蘇州府呉県に定着した。五代下つて世恩となる。彼は内閣大学士、軍機大臣（兼任）等を務め、中央政界で長期に亘つて活躍した。曾沂は世恩の長男である。

潘氏は曾沂の祖父の世代から進士二人、父の世代から、世恩を含めて進士二人、曾沂の同世代から、進士二人、曾沂自身を含めて、举人三人、彼の子の世代から、進士一人、举人二人を、それぞれ輩出している。曾沂の死後になるが、彼の異母弟曾瑋は、太平天国より蘇州地方を奪回するため、馮桂芬らと画策した。甥の祖蔭は工部尚書となり、また金石文の

潘曾沂について（山名）

研究家としても知られている。

2 生い立ち

曾沂は乾隆五十七年（一七九二）三月、蘇州城内の呉県に属する区画（附郭）内、馬醫科巷に於て、世恩の長男として生れた。^②時に世恩は満二三才。十日もしないうちに母、謝氏が没した。したがって彼以後に生れた弟たちはすべて異母弟である。この時、祖父奕基は四七才、健在であった。

当時の読書人の家柄の例にもれず、曾沂は幼い時から科挙の試験に向けて勉強し、嘉慶一七年（一八一七）、生員となった。次いで二年（一八一八）、江寧（南京）における鄉試に合格して舉人となった。翌年、進士となるべく、北京における会試に応じたが不合格であった。その後、二四年、二五年にも応試したが不合格。二五年、父世恩の援助で、寄付によって内閣中書の職を得た。^③翌道光元年（一八二一）、妻子を連れて北京に到り、内閣中書の職務を始めた。これは五日に一度の出仕であった。時に満二九才。これ以後、道光四年一月に帰郷するまでの間、北京に留まることとなる。短くはあっても、彼にとって重要な意味を持つ一時期となる。

3 北京時代

道光元年五月、北京に於て、曾沂は誘われて宣南詩會に参加した。この集まりは一般には宣南詩社と呼ばれている。謝正光「宣南詩社考」^④によれば、宣南詩社の前身は、嘉慶一九年（一八一四）、董國華等一三人が参加して発足した消寒詩会であった。これが宣南詩会（詩社）と名を改める契機となったのは、むしろ潘曾沂の加入であったと思われる。彼の北京に於ける寓居が宣武坊の南にあり、そこで詩会が催されることが多かったために、「宣南」の名が冠せられるようになったという。彼の加入時、成員は全部で九名であった。消寒詩会の成員のうち劉嗣綰は既に亡く、黄安濤、胡承珙、周之琦、陶澍、李彦章の四人は地方に赴任しており、残りの八名に曾沂が加わったのであった。この詩社がいつまで存続したかは不明であるが、会に名を連ねた人物は消寒詩会の時期を含めて合計二四名であるという。これも常に出入があっ

て、二四名が一堂に会するということはなかった。なぜならば、その会員のほとんどは実職を求めて北京に待機中の者であったり、地方官在任のまま公用で一時的に上京してきた者であったりしたからである。二四人の生年は一七六二年から一八〇一年にわたっており、潘曾沂は若い方から二番目であった。

宣南詩社の性格については、この詩社に黄爵滋、龔自珍、魏源等が加入していたとして、アヘン戦争の時のいわゆる「抵抗派」の拠点であったとの説があったが、右の三人が詩社に参加していたことを明証する記録はなく、また詩会で応酬され、記録に残された詩文から見ると、特定の政治的主張が論ぜられたとは思われず、文学サロンのものであったと言われる。⁽⁶⁾

しかし潘曾沂にとって、この詩社に参加したことは彼の後半生において大きな意義をもったと思われる。詩社には陶澍、林則徐、梁章鉅、李彦章らが参加しており、彼等はいずれも地方官の経歴の一時期、江南地方に深くかかわった人物であり、また実学的な思想を身に付けていた。曾沂は彼等から直接・間接に思想的影響を受ける機会があったであろう。⁽⁷⁾

曾沂は道光二年（一八二二）にも会試を受けた。四度目の応募である。この時も不合格であった。この年国史館分校（点検・校正係）となった。翌三年の会試にも不合格であった。この年十一月、一時上京してきた江蘇按察使林則徐と会い、林がこの年の江南の荒災に対して果した功績を称えて詩六首を贈った。現存の記録から見ると、この時が初対面であったと思われる。林則徐は曾沂の父世恩から陰に陽に支持されていたといわれる。

五回目の会試不合格の後、道光四年正月、彼は蘇州に帰郷し、以後官職を求めることがなかった。官場で立回るには向いていない己の性格を考えたためであるという。⁽⁸⁾

この年十月、祖父奕基が没した。そのためもあって、曾沂は父世恩に代って家を守る役割を負うこととなった。

4 帰郷後

帰郷した翌年の道光五年（一八二五）、彼は肺疾を患った。このころから仏教に帰依するようになり、それにちなんで「小浮山人」と号するようになった。⁽¹⁰⁾

潘曾沂について（山名）

道光七年、父世恩から分授された二千五百畝の田をもつて豊豫義莊なる義莊を設けた。この義莊の目的は、不作の年の窮民救済であつたり、善挙（「福祉」事業）であつたりするとしているが、その運営の実態を明らかにする史料は残されていない。^⑪しかし、後述する区種法の実験は、まさにこの義莊に属する義莊田と、そこに於ける耕作者^⑫佃戸とをもとにして行なわれたのである。

道光八年、蘇州城の婁門の郊外に於て、はじめて区種法を試行し、大いに豊収を得たという。^⑬この時曾沂の勧めによつてこれを実行したのは、查繼昌、范三喜、張秀、王阿二という四名の佃戸であつたという。曾沂は彼等に賞与として銀兩を与え、また蘇州府知府の俞德淵に申請して、知府からも賞与と激励の言葉とを与えてもらうよう取り計らつた。これは区種法の存在を広く一般に知らしめることを目的としたものと言えよう。

翌道光九年、蘇州城の葑門の郊外に於て、再び区種法を試行し、さらにその農法の要点を「直講三十二條」として定めた。これが後に曾沂の著書として公刊された『豊豫莊本書』中に収められ、潘曾沂の区種法として知られるものになつたものである。^⑭この年には、曾沂に賛同して、副貢生の沈伝桂、歲貢生の尤崧鎮・沈秉鈺・彭蘊臻らが試行している。彼等は読書人であり、従前から曾沂と交流があつた。^⑮さらに城外の葉姓・呉姓の者も試行したという。彼等はおそらくいずれも地主であつて、その所有地の佃戸に勧めてこれを行なさせたものであろう。

道光二〇年（一八三〇）、蘇州近郊の堯峰山の農民の請いにより、興福塘河を二里（およそ八キロメートル）にわたつて濬修した。周知のごとく、江南地方は無数の自然河川および人工のクリークによつて農業生産や交通が成り立っている地域であつて、これの補修が必須の事業であつた。明末以来、地主の在地性が薄れるとともに、その補修がなおざりにされるきらいがあり、清代道光期においても重大問題であつた。林則徐をはじめとする地方官は、主要河川の濬修に腐心し、地主、郷紳らの一部は枝河やクリークの補修に努めた。興福塘河もその一例である。

一三年（一八三三）、この年の田租を全免した。この年は長雨による記録的な不作であつて、江蘇巡撫であつた林則徐は地丁銀、漕糧等の減免・徴収延期を願う上奏をしばしば出している。^⑯おそらく、江南地方の地主も、その多くはほとんど収租不能の状態であつたであらう。二、三年に一度の旱潦による不作は当時恒常化しつつあつたようであるが、一三年

の大凶作は、地方官、地主らをして水利灌漑、救荒対策、農業技術改良、税糧の減額（いわゆる減賦）上奏等の実行を急がせる原因となったと思われる。

翌一四年、堯峰山のふもとに於て、またも区種法を試行。またこの年正月、「豊豫莊誘種糧歌」を刊行した。⁽¹⁶⁾これは彼の提唱する区種法の要諦を口調のよい歌にしたものであつて、区種法こそが前年のような天候不順による不作をも克服する最良の方法であるとの信念から出たものであつた。また課耕会なるものを作つて規約を定め、区種法の普及に賛同する者を募っている。⁽¹⁷⁾なお堯峰山は前出の興福塘のほかに、潘氏の墓地もあるなど、曾沂にゆかりの深い場所であつた。

道光二十一年（一八四一）七月、アヘン戦争においてとつた処置を非難されて欽差大臣を罷免され、伊犁に赴かされる途中の林則徐に蘇州に於て面会し、詩を応酬した。道光三年の初対面、一二年六月蘇州に林が江蘇巡撫として着任し、一六年一二月蘇州を離れるまでの五年間、公私にわたつて交流の深かつた両者の再会であつた。また、この事実は江南地方における林則徐の根強い人気、官民の間における支持を窺わせるものと言えよう。

道光二十八年（一八四八）、四たび区種法を荊門（前出）外の尹山に於て試行。

咸豐二年（一八五二）一二月、太平天国の興起が西から伝えられ、世情騒然たる中、没した。満六〇才、父世恩は存命中で、北京に於て曾沂の死を知らされた。世恩は四年^{補註}に没した。

以上が曾沂の略歴であるが、彼の生涯は前半の三一年間を思想の形成期、後半の二九年間を郷紳としての活躍期、と分けることができるであらう。しかし、この二期が別個のものではなく、前者に於て作られた交遊関係が、後者における活動を多く規定するものとなっている点に、彼の生涯の特徴が認められる。

それでは彼の後半生のうち、彼が最も意を注ぎ、義莊の田や資金を傾注し、折にふれては友人との詩文の応酬の中にまで歌い込んだ、区種法というものの意義はどこにあったのであろうか。

二 潘曾沂の区種法

区種法ないし区田法と呼ばれる農法は、漢代以来数種のものが知られ、その農業技術上の特徴も先人によつて研究され

潘曾沂について（山名）

てきたが、大胆に要約して言えば、区種法は本来華北に於ける灌漑畑作農法の一つとして考案されたものであって、人間の手労働を主とし、極めて集約的なところに特徴がある。潘曾沂の区種法は、これを立地条件の全く異なる江南の稲作農法の中に採り入れようとしたものである。彼のねらいは、春耕を重視し、移植を行わない直播法を採用し、施肥に十分留意することによって水稻の早期成熟と多収穫とを期するということにあった。

しかし、これはその農法を実行すべき直接耕作者佃戸等の喜んで採用するところとはならなかった。なぜなら、当時の蘇州地方において、佃戸は通常、秋の稲の取り入れ後、麦を播き、翌年の初夏に収穫するのであるが、この裏作の麦が佃戸の収入となるという慣行があるからであった。そのためには水稻を苗代仕立てしておくことが必須の条件となる。これは曾沂の提唱する区種法と相容れない。曾沂によれば区種法による収穫は従来の農法による表作裏作の収穫の合計を上回るということであった。しかし佃戸側から見れば、それは自分達の収入を増すことには必ずしもつながらない。すなわち区種法普及にとつての障害は、むしろ地主―佃戸関係という当時の社会的関係にはかならなかった。そのことはすでに林則徐が李彦章の編した『江南催耕課稻編』の序文中に指摘しているところである。⁽¹⁸⁾

それでは彼の区種法は全く無意味なものであったのだろうか。筆者にはそうは思われない。その理由の第一は、曾沂がこのような農法を研究し、その普及を試みた事実そのものにある。すなわち、彼は蘇州城中に居住する不在地主（いわゆる城居地主）そのものであった。その彼がこのようなことをしてまで農業生産の増進・安定化を図った根本の原因は、農民の窮乏化による社会不安の増大にあったと思われる。その理由の第二は、区種法という農法の技術内容にある。彼の区種法は基肥を重視する。このことは現代のいわゆる有機栽培農法につながるものと言える。また蘇州地方が江南一般と異り、必ずしも水稻二期作——これは『江南催耕課稻編』の主張するところである——に適していないという事実から見て、生産の社会的関係が変化すれば、用いるべきところがあつたと思われる。⁽²⁰⁾

以上、甚だ概略的にはあるが、潘曾沂の生涯と彼の区種法の意義とについて紹介してきた。今後彼の友人等との思想的つながり、道光期の江南における水利の問題等が、さしあたり次の課題として残されることになるが、それらについては別の機会を待つこととしたい。

註

(1) 潘氏については、拙稿「清末江蘇省の義倉——蘇州の豊備義倉の場合——」『東洋学報』第五八卷第一・二号、一九七六年二月、「清末江南の義莊について」『東洋学報』第六二卷第一・二号、一九八〇年二月、を参照。

(2) 以下、略歴は主として潘世恩・潘曾沂撰（ただし曾沂の弟や子等による追記を含む）『潘氏叢刻』所収の「思補老人年譜」、「小浮山人年譜」による。思補老人は世恩の号、小浮山人は曾沂の号である。

(3) 前掲「小浮山人年譜」嘉慶二十五年条に「是歳父親在京為余報捐中書」とある。

(4) 『大陸雜誌』第三六卷第四期、一九六八年二月。

(5) 前註論文所引の范文瀾『中国近代史 上』一九五五年、田中正美「宣南詩社の人々」（第三十回東洋史談話会発表論文要旨）等。

(6) 田中正美氏も謝氏の批判をふまえ、「危機意識・民族主義思想の展開——アヘン戦争直前における——」『講座中国近現代史 1』所収、一九七八年四月、においてこれを認めておられる。

(7) 曾沂の詩文を収めた「功甫小集」（『潘氏叢刻』所収）巻八、「宣南詩会図自題」の後に付せられた朱綬（彼も詩社同人の一人）による「附宣南詩会図記」に、

諸君又皆能以風雅之才、求康濟之学、今之官於外者、莫不沈毅濶達卓卓然有所表見、則足信斯会之不凡、而功甫之取友為不可及、

と、後年述懐している。功甫（ないし功甫告人）は曾沂の号の一つである。

(8) 「小浮山人年譜」にはこの対面を九月のこととしているが、来新夏編『林則徐年譜』一九八一年、は、これを曾沂の記憶違いではないかとしている（七二—七三頁）。いまこれに従う。

(9) 「小浮山人年譜」道光三年条による。

(10) 「小浮山人年譜」は道光四年の部分から曾沂の子儀鳳の手になる。道光五年条に、

有常課究心大乘諸典、嘗曰、仏是過去之儒、儒是方来之仏、

とある。「小浮山人」は曾沂が自らの前身が浮渡山の僧であったと夢に見たことに由来する。

(11) 潘氏の一族で、世恩の従兄弟に当る世瑣の子等が設立した松鱗義莊については、『大阜潘氏支譜』にその運営についての、かなり詳しい記録が残されているが、豊豫義莊については具体的に触れるところがない。なお、松鱗義莊については、註(1)の拙稿参照。

潘曾沂について（山名）

(12) なお、四名の佃戸が豊豫義荘に属する佃戸であったことは、賞与が義荘より出されたこと、翌年知府に出された呈文中に「上年十二月、曾將本莊試行区田成效、稟明前府憲俞」とあることより明らかである。ただし、彼等が直接耕作者であったのか、それとも豊豫義荘に対して名目上の佃戸であって、彼等の下に直接耕作者がいたのか、については確かめることができない。

(13) 「小浮山人年譜」には、道光九年条に「是年、在封門外試種区田、再試再驗、遂詳定規制、著直講三十二條」とあり、『豊豫莊本書』中の「潘豊豫莊課農區種法」には、題の下に「戊子年（道光八年）初定」とある。おそらく八年の試行の段階で、すでに原初的なものが作られていたのであろう。

(14) このことは『潘氏叢刻』所収の「功甫小集」に収められた多数の詩文の応酬からも窺うことができる。なお、彭蘊璫の属する彭氏については、註(1)拙稿の後者参照。

(15) 『林文忠公政書』卷二「江蘇奏稿」所収の諸奏稿参照。

(16) 『豊豫莊本書』に収められている。また、天野元之助著『中国農業史研究』増補版、一九七九年、御茶の水書房、三六九頁参照。

(17) 「豊豫莊課耕会記」。『豊豫莊本書』所収。

(18) 王毓瑚輯『区種十種』一九五五年、北京、財政經濟出版社、西山武一・能代幸雄訳『斉民要術 上』、昭和三二年、東京大学出版会、六三頁、天野元之助前掲書等。

(19) 天野前掲書、三六九―三七〇頁、来新夏前掲書附録、参照。

(20) 現在までのところ中国においても、また日本においても、水稲の早期栽培は品種改良によって実現される方向をとってきた。

補註

筆者はかつて註(1)拙稿の後者一〇三頁において、咸豊四年に曾沂が存命中であったかのように記したが、これは誤りであるので、この場を借りて左記の如く訂正しておきたい。

第九行目 誤 咸豊四年、世恩の死後に、はじめてその子、訓曾沂の手によって……

正 咸豊四年、世恩の死後に、はじめてその子孫の手によって……